

平成24年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)
説明資料

平成25年2月19日(火)
厚生労働省医薬食品局食品安全部

BSE対策の見直しについて

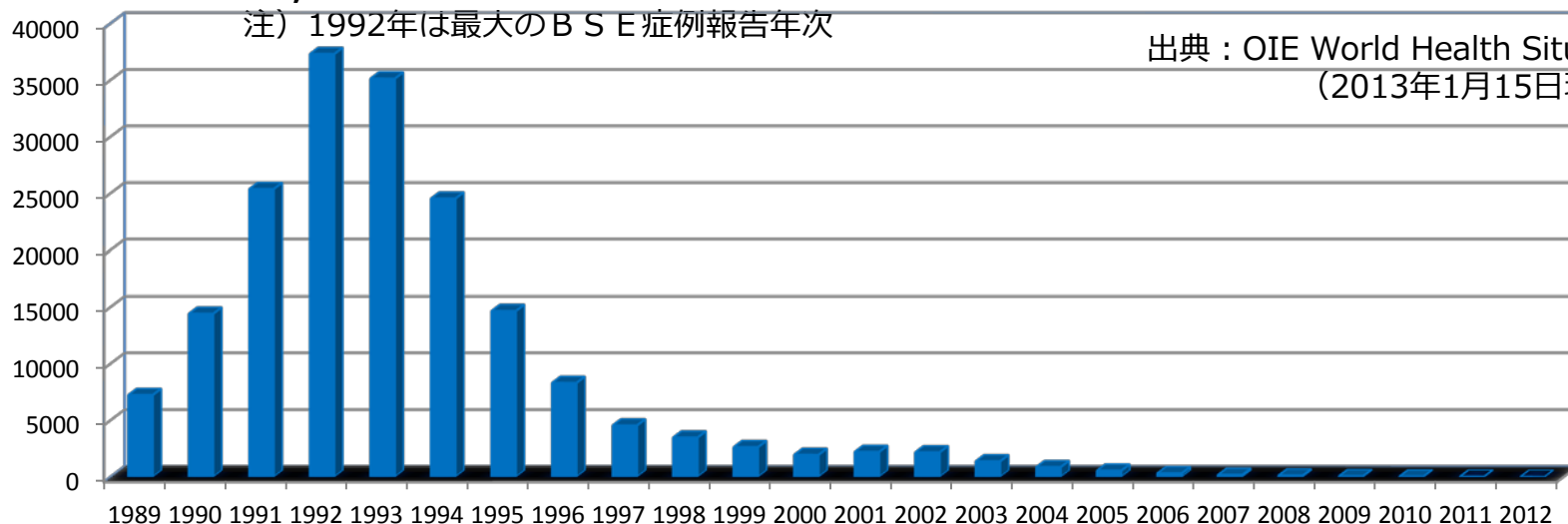
世界のBSE発生件数の推移

37,316頭

注) 1992年は最大のBSE症例報告年次

出典：OIE World Health Situation
(2013年1月15日現在)

頭数



単位：頭

	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	12	190,634
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	9	5,954
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(1,021)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	1	184,619
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	3
カナダ	0	0	0	2 ^(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	20 ^(注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

■ BSE対策の経緯

	国内			輸入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ
H 8. 3 H12. 12					英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 9	国内で1頭目のBSE感染牛確認				英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 10	全頭検査	<ul style="list-style-type: none"> ・除去・焼却義務づけ <ul style="list-style-type: none"> -頭部(舌・頬肉以外) -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部 	<ul style="list-style-type: none"> ・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布 	カナダ産: 禁止 米国産: 禁止	
H14. 6					
H15. 5					
H15. 12					
H16. 2					
H17. 8	21か月齢以上	<ul style="list-style-type: none"> ・せき柱も使用禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピッシング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定 	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H17. 12					
H21. 4					
H21. 5					
H25. 2	30か月齢超	<ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢超のせき柱使用禁止 		30か月齢以下	
H25. 4		<ul style="list-style-type: none"> 除去・焼却義務づけ <ul style="list-style-type: none"> ・30か月齢超の頭部(舌・頬肉以外)、せき髄 ・全月齢の扁桃、回腸遠位部 			フランス(30か月齢以下)、オランダ(12か月齢以下)輸入再開

BSE対策の見直しについて

BSE対策を開始してから、10年以上が経過し、国内外のリスクが低下したことから、平成23年12月に、厚生労働省から食品安全委員会に評価を依頼し、平成24年10月に一次答申(BSE検査対象月齢の30か月齢への引き上げ等)が出され、本年2月1日、関係省令、告示、通知を改正した。

(参考) 食品安全委員会への諮問、一次答申等の概要

1. 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2. 輸入措置(米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。
※フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

⇒ 上記1. 及び2. について、
「リスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」との評価結果(一次答申)。

⇒ 3. 国際的な基準を踏まえ、月齢の規制閾値(30か月齢)を更に引き上げた場合のリスクを評価。
現在、二次答申に向けて検討中。

輸入措置の見直し内容

従前(1/31まで)

食安委の一次答申
(24年10月)

食安委の二次答申
(未定)

<月齢制限>

<アメリカ、カナダ>
20か月齢以下

フランス、オランダは
不可

<アメリカ、カナダ、フランス>

30か月齢以下

<オランダ>

12か月齢以下

(2月1日公布・施行)

月齢のさらなる引き上
げは引き続き検討

<特定危険部位(SRM)の範囲>

全月齢の頭部、
せき髄、せき柱、
回腸

・全月齢の回腸、扁桃

(2月1日公布・施行)

輸
入
措
置

国内措置の見直し内容

従前(3/31まで)

食安委の一次答申
(24年10月)

食安委の二次答申
(未定)

<BSE検査対象> ※検査をすれば食べることは可能

20か月齢超

30か月齢超

30か月+ α

2月1日公布、4月1日施行

<特定危険部位(SRM)の除去の対象>

※特定危険部位にはBSEの原因となる異常プリオンたん白質がたまりやすい

全月齢の頭部、
せき髄、せき柱、回腸

・ 30か月齢超の頭部
(扁桃除く)、せき髄、
せき柱

・ 全月齢の回腸、扁桃






2月1日公布、4月1日施行

(せき柱は、2月1日公布・施行)

国産牛の検査費用の補助(21か月齢以上)については、本年4月の段階では継続することとし、食品安全委員会の2次答申の際に見直す。

※ 5月下旬のOIE総会において「無視できるリスクの国」評価結果判明の見込み

■ 各国のBSE検査体制

	日 本		米 国	カナダ	E U	O I E 基準
	現行	 改正後 (4/1以降)				
食肉検査	20ヶ月齢超 これまで1340万頭程度実施 (平成24年9月末現在)	30ヶ月齢超	-	-	72ヶ月齢超 (注3) ※ブルガリア、ルーマニアについては、30ヶ月齢を超える健康牛の検査を実施	- (注4)
発生状況調査 (注1) (高リスク牛 (注2))	24ヶ月齢以上の死亡牛等 これまで89万頭程度実施 (平成24年9月末現在)	24ヶ月齢以上の死亡牛等	30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部	30ヶ月齢超の高リスク牛の一部	48ヶ月齢超の高リスク牛 ※24ヶ月齢を超える牛の検査を実施している国あり	30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

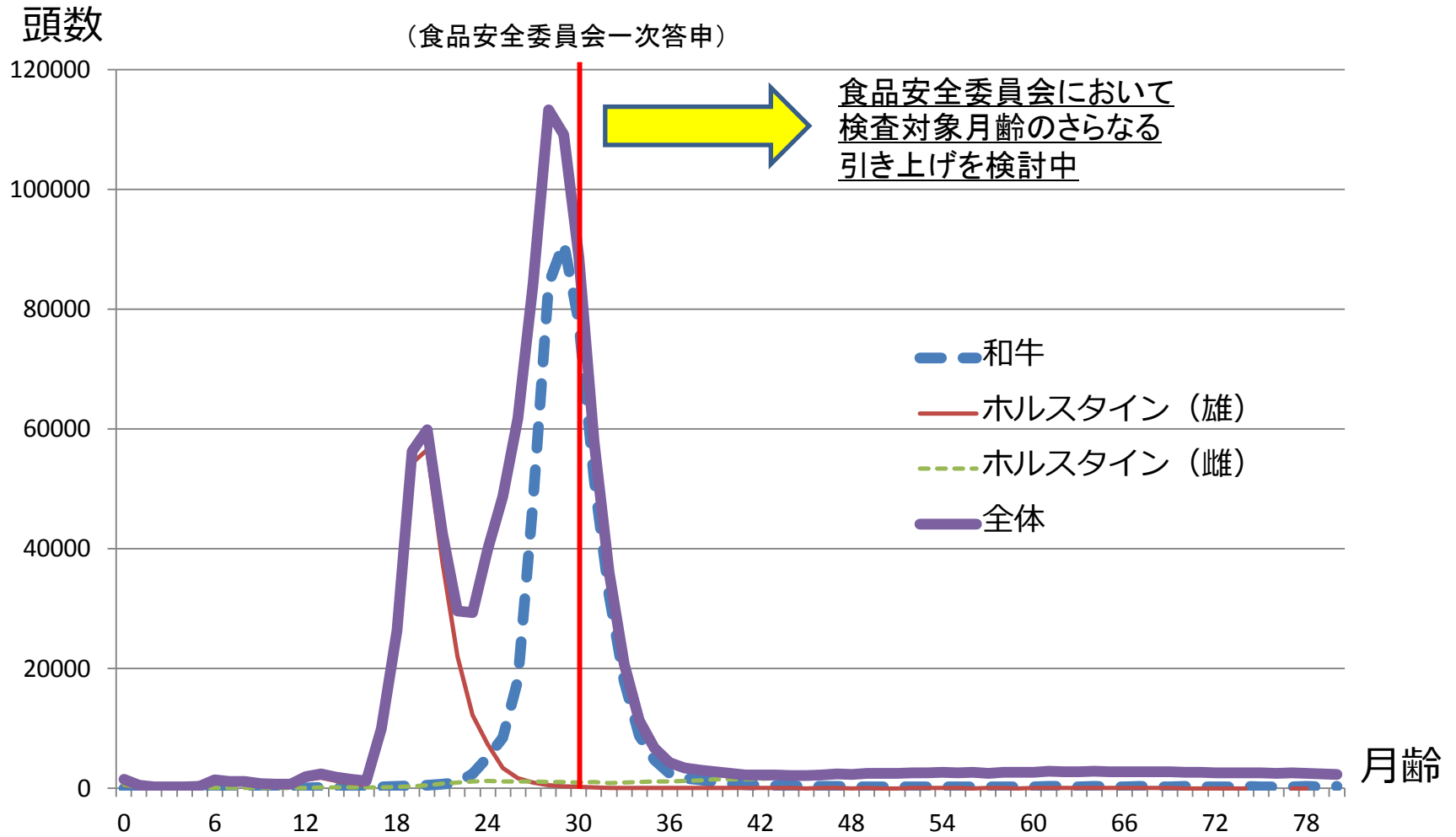
(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、本年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康牛のBSE検査を廃止することが可能としている。

(注4) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。

月齢別と畜頭数（平成23年度）

（食品安全委員会一次答申）



（備考）一次答申による牛の検査対象割合の変化

20か月齢以下：14.4% → 30か月齢以下：61.5%
20か月齢超：85.6% → 30か月齢超：38.5%

全頭検査の見直しについて

- 科学的な見地から安全との判断が出されているにもかかわらず、公費により全頭検査を継続することは、
 - ・「検査をしていない牛肉は危険である」という誤ったメッセージにつながるおそれがある。
 - ・一部の自治体が全頭検査を継続した場合、市場に、検査実施と検査未実施の牛肉が混在することとなり混乱をまねくおそれがある。
- こうした混乱を防ぐため、食品安全委員会の2次答申を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには、全自治体で全頭検査を見直すことが必要と考えているので、準備を進めていただくよう願います。

食品中の放射性物質への対応について

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応(23年3月17日～24年3月31日)
厚生労働省薬事・食品衛生審議会などでの議論を踏まえ、基準値を設定(24年4月1日～)



■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日～)

検査実施状況：23年3月18日～24年3月31日 137,037件、うち暫定規制値超過 1,204件 (0.88%)
24年4月1日～25年1月31日 228,703件、うち基準値超過 2,115件 (0.92%)



■ 超過食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示(23年3月21日～)



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など

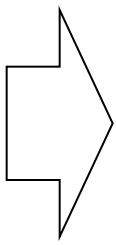
■ 食品の基準値の設定について

○ 暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されていたが、
より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で許容していた年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げた。

○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定



○放射性セシウムの現行基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

(単位:ベクレル/kg)


※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

■ 食品中の放射性物質に関する検査計画 (最終改正：平成24年7月12日)

国が都道府県に対象品目、検査頻度等を示し、放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

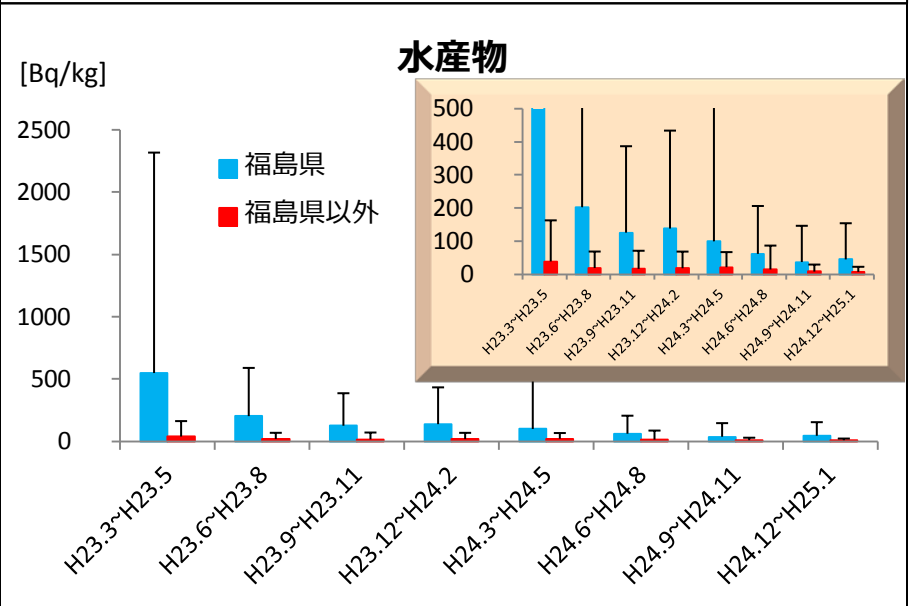
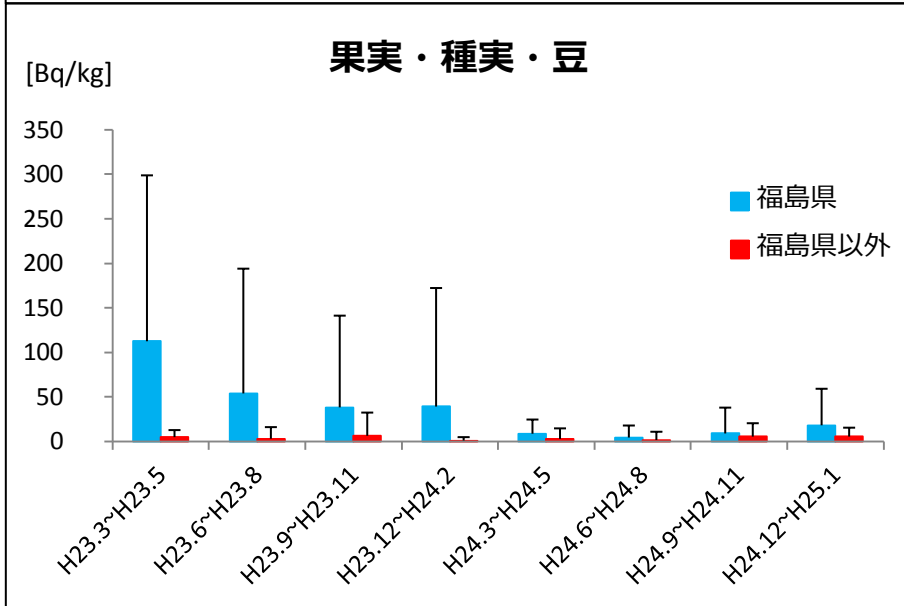
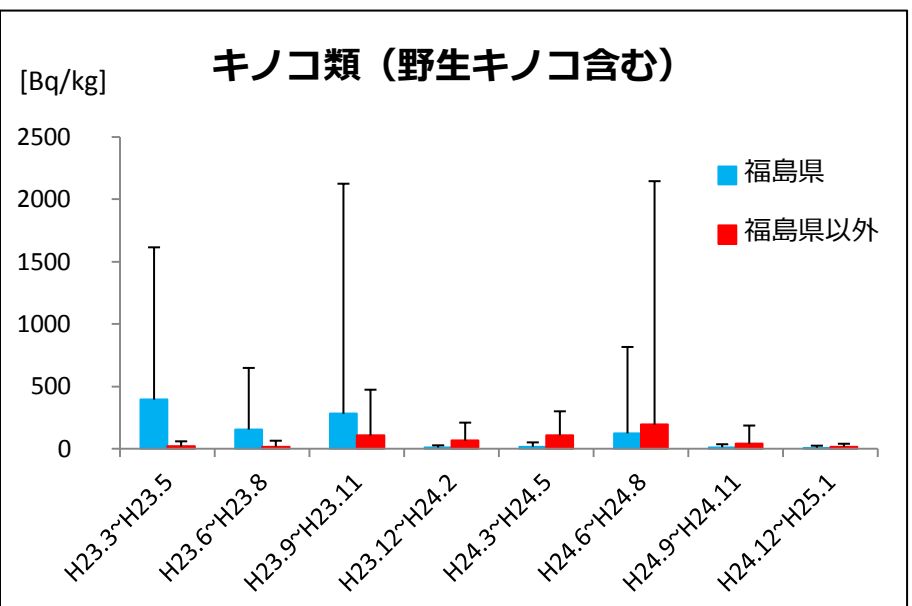
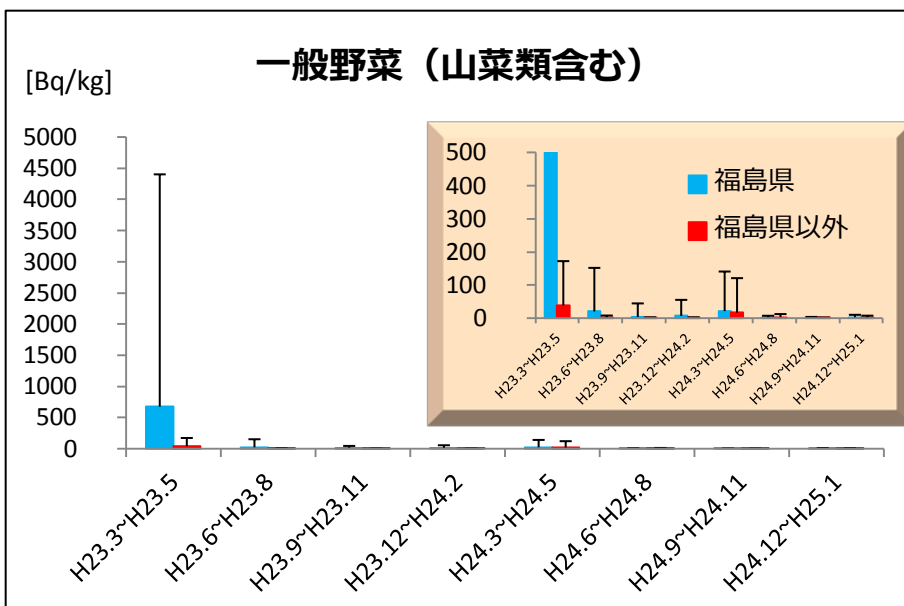
検査計画を原子力災害対策本部において策定

- 対象自治体(17都県)
過去の出荷指示の実績を踏まえ、2グループに分類
- 対象品目
 - ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品
 - ・飼養管理の影響を大きく受ける食品
 - ・水産物
 - ・出荷制限の解除後の品目
 - ・市場流通品 等
- 対象区域・検査頻度
⇒検出レベル・品目の生産・出荷等の実態に応じて実施

 各都道府県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(対象以外の自治体における検査の実施を含む)

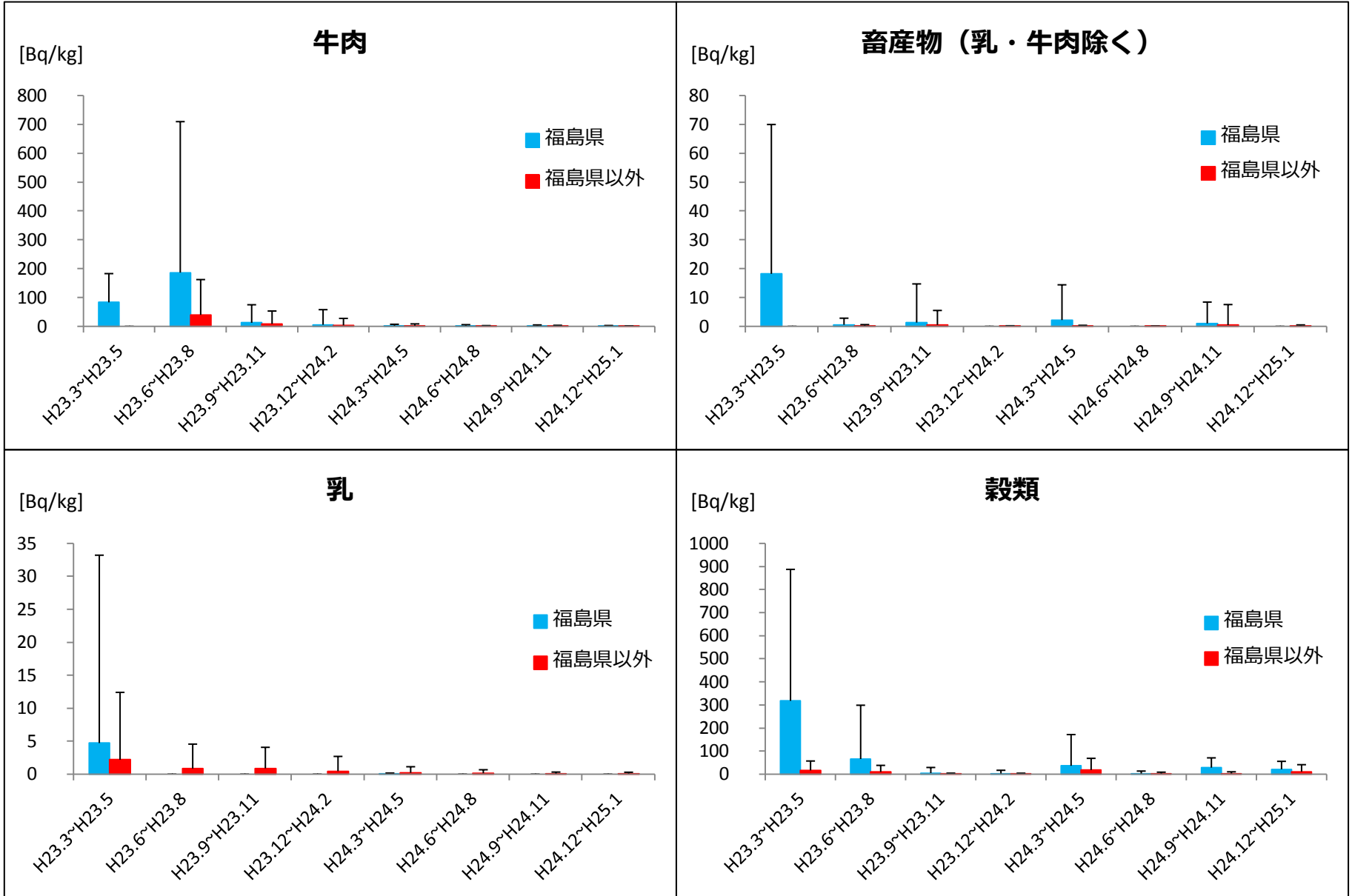
■ モニタリング検査における放射性セシウムの推移（1）

（平均値±標準偏差）



■ モニタリング検査における放射性セシウム の推移 (2)

(平均値±標準偏差)



食品分類別の放射性セシウム濃度の分布

○基準値100Bq/kgの食品

食品分類	内訳（上段：件数/下段：割合）		
	50 Bq/kg 未満	50~100 Bq/kg	100 Bq/kg 超過
一般野菜 (山菜含む)	13,168 98.0%	126 0.9%	144 1.1%
根菜	4,577 97.2%	77 1.6%	54 1.1%
キノコ類	3,223 83.8%	310 8.1%	315 8.2%
果実・種実	5,226 98.5%	65 1.2%	16 0.3%
豆類	4,642 98.0%	73 1.5%	21 0.4%
米	8,664 92.5%	619 6.6%	84 0.9%
穀類 (米除く)	4,852 98.0%	83 1.7%	14 0.3%
水産物 (海藻除く)	15,382 88.3%	1,068 6.1%	970 5.6%
海藻	108 100%	0 0%	0 0%
牛肉	147,875 99.983%	19 0.013%	6 0.004%
肉・卵 (牛肉・野生鳥獣肉除く)	1,661 99.7%	3 0.2%	2 0.1%
野生鳥獣肉	425 42.6%	224 22.4%	349 35.0%
乳製品	495 100%	0 0%	0 0%
総計	210,298 97.8%	2,667 1.2%	1,975 0.9%

○基準値50Bq/kgの食品

食品分類	内訳（上段：件数/下段：割合）	
	50 Bq/kg 以下	50 Bq/kg 超過
乳	3,459 100%	0 0%
乳児用食品	886 100%	0 0%
総計	4,345 100%	0 0%

○基準値10Bq/kgの食品

食品分類	内訳（上段：件数/下段：割合）	
	10 Bq/kg 以下	10 Bq/kg 超過
飲用茶	975 98.7%	13 1.3%
水	508 100%	0 0%
総計	1,483 99.1%	13 0.9%

注) それぞれ平成24年4月から平成25年1月末までの実績

■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限

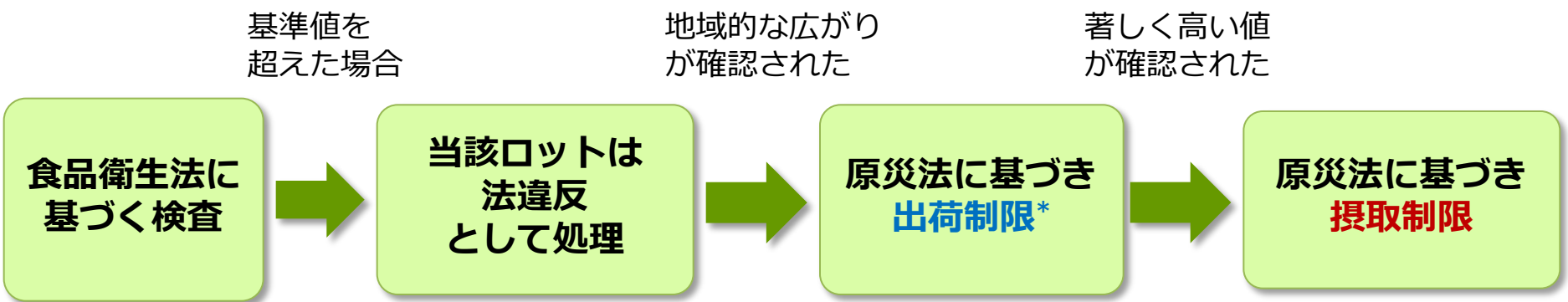
- 原子力災害対策特別措置法(原災法)に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摂取制限**」

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がり確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■ 出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下
など



■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品

(平成25年1月31日時点)

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ・カキナ等の非結球性葉菜類、キャベツ等の結球性葉菜類、ブロッコリー等のアブラナ科の花蕾類、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、 キノコ類(野生のものに限る。) 、 タケノコ 、 わさび(畑において栽培されたものに限る。) 、 くさそてつ(ごごみ) 、 たらのめ(野生のものに限る。) 、 ふきのとう(野生のものに限る。) 、 こしあぶら 、 ぜんまい 、 わらび 、 ウメ 、 ユズ 、 クリ 、キウイフルーツ、 小豆 、 大豆 、 米(平成23・24年産^{注1}) 、 ヤマメ(養殖を除く。) 、 ウグイ 、 ウナギ 、アユ(養殖を除く。)、 イワナ(養殖を除く。) 、 コイ(養殖を除く。) 、 フナ(養殖を除く。) 、 イノシシ肉 、 クマ肉 (全域) 牛肉 ^{注1} 、 カルガモの肉 、 キジの肉 、 ノウサギの肉 、 ヤマドリ肉 、 海産物(40種)
青森県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
岩手県	(一部地域) 原木クリタケ(露地栽培) 、 原木シイタケ(露地栽培) 、 原木ナメコ(露地栽培) 、 キノコ類(野生のものに限る。) 、 タケノコ 、 こしあぶら 、 ぜんまい 、 せり(野生のものに限る。) 、 わらび(野生のものに限る。) 、 大豆 、 ソバ^{注1} 、 クロダイ 、 スズキ 、 イワナ(養殖を除く。) 、 ウグイ (全域) 牛肉 ^{注1} 、 シカ肉 、 クマ肉 、 ヤマドリ肉
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) 、 キノコ類(野生のものに限る。) 、 タケノコ 、 くさそてつ(ごごみ) 、 こしあぶら 、 ぜんまい 、 大豆 、 ソバ^{注1} 、 ヒガンフグ 、 ヒラメ 、 イワナ(養殖を除く。) 、 ヤマメ(養殖を除く。) 、 ウグイ (全域) 牛肉 ^{注1} 、 イノシシ肉 、 クマ肉 、 クロダイ 、 スズキ
山形県	(全域) クマ肉
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) 、 タケノコ 、 こしあぶら(野生のものに限る。) 、茶、 マダラ 、 ヒラメ 、 アメリカナマス(養殖を除く。) 、 ギンブナ(養殖を除く。) 、 ウナギ (全域) イノシシ肉^{注1} 、 イシガレイ 、 コモンカスベ 、 シロメバル 、 スズキ 、 ニベ
栃木県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) 、 原木クリタケ(露地栽培) 、 原木ナメコ(露地栽培) 、 キノコ類(野生のものに限る。) 、 タケノコ 、 くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。) 、 こしあぶら(野生のものに限る。) 、 さんしょう(野生のものに限る。) 、 ぜんまい(野生のものに限る。) 、 たらのめ(野生のものに限る。) 、 わらび(野生のものに限る。) 、 クリ 、茶、 イワナ(養殖を除く。) 、 ヤマメ(養殖を除く。) (全域) 牛肉 ^{注1} 、 イノシシ肉^{注1} 、 シカ肉
群馬県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) 、 イワナ(養殖を除く。) 、 ヤマメ(養殖を除く。) 、茶 (全域) イノシシ肉 、 クマ肉 、 シカ肉 、 ヤマドリ肉
埼玉県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) 、 タケノコ 、茶、 ギンブナ (全域) イノシシ肉^{注1}
新潟県	(一部地域) クマ肉
山梨県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
長野県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)
静岡県	(一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)

注1) 福島県・岩手県・宮城県・栃木県の牛肉、茨城県・栃木県・千葉県のイノシシ肉、福島県の24年産米及び岩手県・宮城県のソバに係る出荷制限については、知事の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

注2) **太字**については、平成24年4月以降、新たに出荷制限の指示又は指示対象範囲が拡大した品目を指す

■ 食品の検査体制整備等への国の支援

● 基本的な考え方

関係省庁が連携して、地方自治体でのモニタリング検査の実施を支援し、食の安全・安心の確保に努める。

■ 検疫所や国立試験研究機関において、引き続き、地方自治体の検査を支援(自治体がサンプリングした検体の検査を国の機関で実施)

■ 流通段階の食品の買上調査を実施し、必要に応じ自治体による検査強化を要請

■ 厚生労働省において、地方自治体による検査結果を集約し、基準値を超えなかったものも含め、迅速に公表

■ 地方自治体等の機器整備に対して、支援措置を実施

(厚労省) 都道府県、保健所設置市、特別区を行う食品衛生法に基づく

食品中の放射性物質検査に必要な検査機器導入に対する補助

(農水省) 都道府県、市町村、農業者団体等の食品中の放射性物質検査に

必要な検査機器導入に対する支援

(消費者庁) 住民が消費する食品の放射性物質検査を行おうとする都道府県、

市町村への機器貸与

■ 食品中の放射性物質対策に関するリスクコミュニケーションの主な取組

1. 広報の実施

○政府広報

平成24年度の政府の重点広報テーマの一つとして、新聞、ラジオ、インターネット等の媒体により、幅広く基準値や検査体制等について広報を実施。

○キャンペーン「食べものと放射性物質のはなし」

平成24年9月～12月まで、関係省庁（消費者庁、内閣府食品安全委員会、農林水産省）と連携し、スーパーマーケットの食品売り場や公共施設等において、ポスターの掲示や、リーフレットの配布を実施。

○厚生労働省のホームページ「食品中の放射性物質への対応」における情報提供

基準値の概要資料、Q & A、試験法や検査計画に関するガイドライン等を掲載。また、地方自治体からの検査結果をとりまとめ、基準値超過の有無に関わらず全てを公表。

○その他

- ・リーフレット：基準値の概要について、一般消費者向けのリーフレットを作成。
- ・ラジオ：内閣府被災者生活支援チームによる福島県内のラジオ放送で基準値について説明。
- ・地方自治体の広報誌等による広報：都道府県や市町村の広報誌等への広報・周知を要請。

2. 説明会の開催

○消費者、生産者等との意見交換会

食品中の放射性物質の基準値等について、消費者、事業者、生産者等を対象に、関係省庁および地方自治体と連携しながら、全国各地で意見交換会を開催。(平成23年度：7箇所、平成24年度：平成25年2月1日時点で27箇所開催)

○講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも積極的に担当者を派遣。



カネミ油症対策について

カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（概要） H24.8.29成立

カネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、
①**基本理念**を定め、②**国等の責務**を明らかにし、③**基本指針**の策定について定めるとともに、
④**施策の基本となる事項**を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

基本理念

*カネミ油症患者の適切な医療の確保。生活の質の維持向上。

*カネミ油症に関する専門的・学際的・総合的な研究の推進による診断、治療等の技術の向上。その成果の普及・活用・発展。

*カネミ油症患者等の人権が尊重され、差別されないように配慮。

*原因事業者に対する国の支援は、カネミ油症患者の生活の質の維持向上に資することを旨として行われるものとする。

国等の責務

国
基本理念にのっとり、施策を総合的に策定・実施

関係地方公共団体
基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を策定・実施

原因事業者
医療費の支払その他被害の回復の誠実な実施等

国民
正しい知識を持ち、カネミ油症患者等が差別されないように配慮

基本指針

厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、基本的な指針を策定

基本的施策

原因事業者による医療費の支払その他被害の回復の支援

カネミ油症患者の健康状態の把握

診断基準の見直し及び調査・研究の促進等

カネミ油症患者に対する医療提供体制の確保

症状・治療等に関する情報の収集・提供、相談支援の推進

<附則>

- ・政府は、法律の施行後三年を目途として、施行状況を勘案し、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・経済的社会的環境の変化等により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○原因事業者による医療費の支払等の被害の回復の支援

<医療費の支払の支援>

今後とも、最大限、カネミ倉庫株式会社が保有する倉庫の有効かつ安定的な活用を図り、将来にわたって医療費がカネミ倉庫株式会社から確実に支払われるようにする。

<一時金の残余等の支払の支援>

カネミ倉庫株式会社による新たな倉庫の活用のための取組を支援するとともに、政府所有米穀の保管の委託数量の拡大等による収入の増加を図り、その利益について一時金の残余等の支払に適切に充てられるようにする。

<上記施策の実施の確保>

カネミ油症患者に対し医療費や一時金の残余等が確実に支払われるよう、その状況について把握するとともに、必要に応じてカネミ倉庫株式会社に対する指導を行う。

○カネミ油症患者の健康状態の把握

油症の特殊性を踏まえ、油症の調査・研究を更に推進するため、油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」を支給する。当面、毎年度実施する。

○カネミ油症の診断基準の見直し、調査、研究

事件当時の同居家族で健康被害を受けた者が、家族内で認定結果が分かれることのないよう、油症治療研究班に対して、診断基準を拡大する方向で速やかに結論をとりまとめるよう要請する。

また、今後とも油症治療研究班への助成を行い、カネミ油症に関する調査及び研究の効果的な推進を図る。

○カネミ油症に係る医療提供体制の確保

厚生労働省や関係都府県等が医療機関等と調整し、油症患者受療券が利用可能な医療機関の拡大を図るとともに、受療券が利用可能な医療機関の一覧を作成し、周知を図る。

○カネミ油症の症状、治療等の情報の収集・提供及び相談支援

油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医学的知見及び医師の治療の参考となる症例集を、全国の医療機関に対して、インターネット等により速やかに情報提供する等の取組を図る。

また、厚生労働省や関係都道府県は、カネミ倉庫株式会社による医療費の支払等に関するカネミ油症患者からの相談に対応する。

○カネミ油症患者に関する施策に関するその他の重要事項

<カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発>

カネミ油症患者等が不当に差別されることのないよう、国及び関係地方公共団体は、カネミ油症に関する正しい知識の普及啓発に努める。

<関係団体等による定期的な協議等>

国、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者の三者から構成される定期的な協議の場を設けるとともに、関係省庁から構成される連絡会議の開催を通じ、情報の共有及び施策の連携を図る。

カネミ油症患者に対する総合的な支援策の体系

カネミ油症の患者の方々の要望に沿って、総合的な支援策を実施

<生活面での支援>

- カネミ倉庫の事業拡大を支援し、一時金の残余の支払いを促進

・2万トン規模の倉庫を活用した場合で、
一人当たり年間5万円程度を支払い

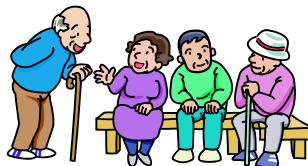
- 健康実態調査を実施し、支援金を支給

健康実態調査を当面毎年実施し、健康調査支援金を
一人当たり19万円 支給

<認定範囲の拡大>

- 診断基準を見直し、認定患者を拡大

認定患者
の方々



油症研究の促進

<医療面での支援>

- 将来にわたる安定的な医療費の支給を確保

・最大限、カネミ倉庫の有効かつ安定的な活用を図る。
※政府備蓄米の保管料収入
平成23年度:約1億4500万円
平成24年度見込:約2億円

- 窓口負担が不要となる油症患者受療券が利用可能な医療機関を拡大
※H25.1.21現在、323箇所

- 油症の症状・治療に関する最新の研究成果や医学的知見について、全国の医療機関に対する速やかな情報提供を推進

※ 一時金の支払いと健康調査支援金により、**一人当たり年間で24万円程度**支給

カネミ油症患者に対する総合的な支援策

カネミ油症患者の方々への支援については、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、政府として、研究・検診・相談事業の推進や政府備蓄米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援などを行ってきたが、カネミ油症患者の方々からの要望を踏まえ、引き続き、厚生労働省及び農林水産省が連携しつつ、以下の新たな総合的な支援策を実施する。

1. 将来にわたる安定的な医療費支給の確保

患者の方々からは、将来にわたって医療費がカネミ倉庫から確実に支払われるようにすることが、最も求められている。



これまで政府備蓄米の保管の委託により、カネミ倉庫の経営を支援しているが、今後とも、米穀の在庫管理の運営状況を随時確認しながら、保管料収入が確保されるよう、最大限、カネミ倉庫の有効かつ安定的な活用を図る。
(H23年度;約1億4500万円、H24年度見込;約2億円。)

2. カネミ倉庫の事業拡大支援を通じた一時金の残余の支払いのための措置

これまで認定患者には、カネカからの和解等に基づく見舞金（一人平均535万円）に加え、カネミ倉庫から和解等に基づく一時金（一人当たり500万円）のうち23万円が支払われているが、当該一時金の残余は、カネミ倉庫と患者との合意の下で、医療費の支払いを優先し強制執行しないこととされているため、未払いとなっている。

このような中で、カネミ倉庫に一定の経常利益が発生した場合には、可能な限り、当該一時金の残余が支払われるようにすることが望まれる。



カネミ倉庫による新たな倉庫の活用のための取組を支援するとともに、政府所有米の保管の委託数量の拡大等が図られることで、委託料収入の増加によるカネミ倉庫の支払い能力を拡大させた上で、毎年度カネミ倉庫の経営状況を確認しつつ、患者の方々の生活の支援のために、委託料収入の増加分が一時金の残余の支払いに適切に充てられるようにする。

※ 新たに2万トン規模の倉庫を活用した場合、一人当たり年間5万円程度

カネミ油症患者に対する総合的な支援策

3. 健康実態調査の実施と支援金の支給

患者の方々からは、ダイオキシン類の直接の経口摂取による健康被害という特殊性を踏まえ、油症の調査・研究を更に推進するよう求められている。



油症患者の健康実態調査を実施し、対象者に「健康調査支援金」(一人当たり19万円)を支給する。関係都道府県の協力を得ながら、当面、毎年実施する。

4. 診断基準の見直しによる認定範囲の拡大

患者の方々からは、家族内で認定結果が分かれているケースがあるため、「本来認定されるべき者が認定されていない」との声がある。



厚生労働省から油症治療研究班に対して、診断基準の見直しの検討を要請し、平成24年12月3日に改定。関係都道府県においては、新たな基準に基づき、認定手続きを行う。

5. 油症患者受療券が利用可能な医療機関の拡大等

患者の方々からは、油症患者受療券(※)を利用できる医療機関を拡大することが求められている。

※ 受療券を提示することにより、医療費の自己負担分が医療機関から直接カネミ倉庫に請求され、患者は窓口での自己負担の支払いが不要となる。



カネミ倉庫が個々の医療機関に要請して契約しているが、ニーズ調査を実施した上で、厚生労働省や関係都道府県等が医療関係団体や医療機関と調整し、受療券が利用可能な医療機関の拡大を図るとともに、受療券が利用可能な医療機関の一覧を作成し、周知を図る。さらに、厚生労働省及び関係都道府県等において、患者からの医療費の支払い等に関する相談について、カネミ倉庫への照会を行いつつ対応する。

6. 油症の症状及びその治療に関する情報提供の推進

患者の方々からは、油症の症状や治療法に詳しい医師が身近にいないとの声がある。



油症治療研究班に蓄積される最新の研究成果や医学的知見を、全国の医療機関に対して、ホームページ等により速やかに情報提供する。

- 平成25年2月末
各都道府県等の担当窓口の決定
- 平成25年4月中旬
患者認定手続きの完了
- 平成25年4月末(予定)
健康実態調査の実施に係る委託費の請求期限
- 平成25年5月～7月末(予定)
健康実態調査票の配布・回収

※健康実態調査票の集計後、患者から油症患者受療券の取扱の希望が出されている医療機関に対し、協力要請

各担当者連絡窓口一覧

食品安全部 各担当者連絡窓口一覧

施策事項	資料 詳細版 ページ	所管課室	担当係	担当者	内線
牛海綿状脳症(BSE対策) の見直しについて	1	監視安全課	乳肉安全係	BSE対策専門官 今西 保	2455
				乳肉安全係長 温井 健司	2476
食品中の放射性物質 への対応	5	基準審査課 (規格基準について)	規格基準係	課長補佐 鈴木 貴士	2484
				衛生専門官 飯塚 渉	4280
		監視安全課 (検査体制について)	化学物質係	放射性物質専門職 岩岡 和輝	4281
				健康影響対策専門官 竹内 大輔	4242
化学物質係長 富田 耕太郎	2447				
カネミ油症について	7	企画情報課	指導係	課長補佐 林 修一郎	2448
				指導係長 萩森 洋介	2492
平成25年度食品安全部 予算(案)の概要	9	企画情報課	経理係	課長補佐 小野 清喜	2443
				経理係長 竹内 文茂	2404

施策事項	資料 詳細版 ページ	所管課室	担当係	担当者	内線
輸入時の水際段階の検査	13	監視安全課 輸入食品安全対策室	監視調整係	課長補佐 近藤 卓也	2474
				監視調整係長 吉原 尚喜	2498
輸出国段階の衛生対策	14	監視安全課 輸入食品安全対策室	監視調整係	課長補佐 近藤 卓也	2474
				監視調整係長 吉原 尚喜	2498
食中毒発生時・予防対策	16	監視安全課 食中毒情報管理室	食中毒対策係	食中毒対策係長 石丸 歩	4240
		監視安全課	食品安全係	食品安全係長 前川 加奈子	2478
		【生食用食肉の規格基準】 基準審査課	乳肉水産基準係	食品規格専門官 新谷 秀樹 衛生専門官 仲川 玲	2488 2489
食品等の監視指導	27	監視安全課	化学物質係	化学物質係長 富田 耕太郎	2447
食肉・食鳥肉の安全対策	29	監視安全課	乳肉安全係	乳肉安全係長 温井 健司	2476
輸出食品について	31	監視安全課		輸出食品安全対策 官 松井 保喜	4244

施策事項	資料 詳細版 ページ	所管課室	担当係	担当者	内線
残留農薬等の対策	33	基準審査課	残留農薬係	課長補佐 茂野 雄城	4273
				課長補佐 中西 民二	2486
				残留農薬専門官 小川 麻子	2921
汚染物質等の対策	36	基準審査課	規格基準係	課長補佐 鈴木 貴士	2484
				衛生専門官 飯塚 渉	4280
食品添加物の対策	38	基準審査課	添加物係	課長補佐 高橋 暁子	4282
				基準策定専門官 山本 秀行	4282
				専門官 大井 恒宏	2453
器具・容器包装、おもちゃ等の対策	42	基準審査課	容器包装基準係	基準策定専門官 佐藤 輝雄	4283
健康食品の安全性確保	44	基準審査課 新開発食品保健対策室		健康食品安全対策 専門官 岡崎 隆之	2458

施策事項	資料 詳細版 ページ	所管課室	担当係	担当者	内線
遺伝子組換え食品等の 安全性確保	46	基準審査課 新開発食品保健対策室		バイオ食品専門官 木阪 有美	2479
				主査 小林 明子	2479
森永ひ素ミルク中毒被害者 救済事業に対する行政協力	48	企画情報課	指導係	課長補佐 林 修一郎	2448
				指導係長 萩森 洋介	2492
食品の安全性確保に関する リスクコミュニケーション	49	企画情報課	調整係	課長補佐 林 修一郎	2448
				調整係長 山崎 武	2452
				主査 村上 聡子	2493
コーデックス委員会への 対応	50	企画情報課国際食品室		国際調整専門官 横田 栄一	2407